

入札参加資格を認定する許可業種（建設工事の種類）と
発注工事種別の組み合わせ表（R4～6年度用）

建設工事の種類	工事種別	建設工事の種類	工事種別
土木一式	一般土木工事（土）	鉄筋	一般建築工事（建）
	プレストレストコンクリート 構造物工事（PC）	舗装	アスファルト舗装工事（舗）
	港湾工事（湾）		維持修繕工事（維）
	維持修繕工事（維）		特殊舗装工事（特舗）
	グラウト工事（グ）	しゅんせつ	一般土木工事（土）
建築一式	一般建築工事（建）		港湾工事（湾）
大工	一般建築工事（建）	板金	一般建築工事（建）
左官	一般建築工事（建）	ガラス	一般建築工事（建）
とび・土工・コンクリート	一般土木工事（土）	塗装	塗装工事（塗）
	法面処理工事（法）		維持修繕工事（維）
	維持修繕工事（維）	防水	一般建築工事（建）
	グラウト工事（グ）	内装仕上	一般建築工事（建）
	一般建築工事（建）	機械器具設置	機械設備工事（機）
石	一般建築工事（建）	熱絶縁	冷暖房衛生設備工事（冷）
屋根	一般建築工事（建）	電気通信	通信設備工事（通）
電気	維持修繕工事（維）	造園	造園工事（園）
	電気工事（電）	さく井	さく井工事（井）
管	冷暖房衛生設備工事（冷）	建具	一般建築工事（建）
	管工事（管）	水道施設	管工事（管）
タイル・れんが・ブロック	一般建築工事（建）	消防施設	冷暖房衛生設備工事（冷）
鋼構造物	一般土木工事（土）		電気工事（電）
	鋼橋上部工事（鋼）	清掃施設	一般建築工事（建）
	機械設備工事（機）	解体工事	一般土木工事（土）
	維持修繕工事（維）		維持修繕工事（維）
	一般建築工事（建）		一般建築工事（建）

[記1] 島根県が定める発注工事種別（上表の工事種別）毎の工事内容の例を「別表1」に示す。

[記2] 許可業種（建設工事の種類）と発注工事種別の組み合わせ毎の工事内容の例を「別表2」に示す。

【別表1】 島根県が定める発注工事種別毎の工事内容の例

発注工事種別	工事内容の例
一般土木	土木一式工事、及び、土木に関する工事で他の工事種別に属さないもの (道路改良、河川改修、ダム建設、砂防施設、治山(溪間工事、山腹工事)、上下水道、橋梁下部、トンネル、土地造成、ほ場整備等、新設に関するもの)
アスファルト舗装	道路等の地盤面にアスファルト舗装を新設する工事及び付随する路盤工事
舗装(特殊舗装)	コンクリート舗装、ブロック舗装、競技場のグラウンド舗装等、アスファルトフィニッシャーを用いない舗装工事及び付随する路盤工事
鋼橋上部	鋼材を用いる橋桁等の製作架設工事(鋼桁の工場塗装を含む)
プレストレストコンクリート 構造物	プレストレスト・コンクリートによる橋梁等工事、及び、橋桁等の製作架設工事
港湾	海上で施工する工事、及び、それに付随する工事 (港湾、海岸、漁港、魚礁設置、消波ブロック製作、浚渫、等)
機械設備	水門設備、ポンプ設備、換気設備、ダム施工機械設備、昇降機設備、消・融雪設備、及び、その他の機械設備工事で電気工事、冷暖房衛生設備工事及び通信設備工事に属さないのもの
塗装	建物塗装、橋梁塗装、水門扉塗装、区画線、その他一般塗装工事
造園	植栽工事、公園等の造園工事、緑地及び樹木管理剪定工事
さく井	取水を目的とした井戸の掘削、及び、集水・排水等のボーリング工事
冷暖房衛生設備 (建築物)	建築物・施設の冷暖房・給排水に関する配管工事、冷暖房設備に関する熱絶縁工事、及び、電気工事を除く消防防火設備工事
法面処理	アンカー工、法枠工、モルタル吹付、種子吹付、ロックネット、ロープ掛け工等の法面保護工事(擁壁形式の構造物工事を除く。)
維持修繕	既設構造物の維持・修繕に関するもの (舗装のオーバーレイ・打換え等の路面補修、側溝・道路付属物・トンネル等の補修、護岸・堤防等の補修、河川・砂防施設の堆積土砂撤去、ガードレール・標識等の新設・取替・補修、高欄補修、床版打ち換え・ジョイント補修、耐震補強・橋桁補強等の工事、電気通信設備等の補修)
グラウト	岩盤、土中、コンクリート等にモルタル、セメントペースト、薬液等を注入する工事
一般建築	建築一式工事、及び、建築に関する工事で他の工事種別に属さないのもの (サッシュ、解体、建物防水、鉄骨等工事を含む)
管 (建築物以外)	建築物・施設以外で小規模な給排水管等を設置する工事、及び、浄水施設・下水処理施設等の水道施設工事
電気	道路・河川・公園等の照明設備・配電設備・共同溝付帯設備等の工事、建築物の電灯・コンセント・動力・受変電等の工事、及び、消防設備の動力・電気関係工事
通信設備	テレビ電波障害防除設備工事、映像・音響・拡声設備工事、及び、電話・情報通信設備工事、及び、通信用鉄塔、反射板等の工事

【別表2】 許可業種(建設工事の種類)と発注工事種別の組み合わせ毎の工事内容の例

※建設業許可と発注工事種別とクロスする白抜き枠部分が県が発注する「建設工事の種類」と「工事種別」の組み合わせ = 入札参加資格申請時に希望できる許可毎の工事種別

【 ※表中の斜文字 = 島根県建設工事簡易型一般競争入札取扱方針に示されている工種がどの組み合わせに該当するかを示したもの 】

建設業許可 (建設工事 の種類)	島根県が定める発注工事種別																	【参考】建設業法上の取り扱い (建設省告示ほか)					
	一般土木	アスファルト舗装	特殊舗装	鋼橋上部	プレストレスト コンクリート 構造物	港湾	機械設備	塗装	造園	さく井	冷暖房 衛生設備 (建築物)	法面処理	維持修繕	グラウト	一般建築	管 (建築物以外)	電気	通信設備	工事の例示	区分の考え方			
土木一式	土木一式工 事、及び、土 木に関する工 事で他の工事 種別に属さな いもの				プレストレスト コンクリートに よる橋梁等工 事及び橋桁等 の製作架設工 事 【簡易型一般 取扱方針】 橋梁上部工 (PC橋)	海上で施工す る工事及びそ れに付随する 工事を中心と する総合調整 等が必要な工 事(港湾、海岸、漁 港、魚礁設置、 消波ブロック製 作、浚渫等)							側溝・道路付 属物等の補 修、護岸・堤防 等の補修のう ち、総合調整 等が必要な既 設構造物の維 持修繕工事、 及び、耐震補 強・橋桁補強 等の工事、トン ネル、橋梁の 補修工事	岩盤、土中、コ ンクリート等に モルタル、セメ ントペースト、 薬液等を注入 する工事を主 とする総合調 整等が必要な 工事							総合的な企画、指導、調 整のもとに土木工作物 を建設する工事(補修、 改造又は解体する工 事を含む。)		
建築一式															建築一式工 事及び建築に 関する工事で 他の工事種別 に属さないもの の						総合的な企画、指導、調 整のもとに建築物を建 設する工事(補修、改造 又は解体する工事を 含む。)		
大工															建築に関する 工事で他の工 事種別に属さ ないものの中 に、大工の単 体工事						大工工事、型枠工事、 造作工事		
左官															建築に関する 工事で他の工 事種別に属さ ないものの中 に、左官の単 体工事						左官工事、モルタル工 事、モルタル防水工事、 研ぎ出し工事、洗い出し 工事	モルタル防水工事は「左 官」「防水」どちらでも可 工事	
とび・土工 コンクリート	土木に関する 工事で他の工 事種別に属さ ないものの中 に、構造物設 置の単体工事 【簡易型一般 取扱方針】 基礎工 ・ 地すべり対策 工(抑止放 工)											アンカー工、法 枠工、モルタル 吹付、種子 吹付、ロック ネット、ロープ 掛け等の法 面保護工事 (擁壁形式の 構造物工事を 除く) 【簡易型一般 取扱方針】 法面工 ・ 地すべり対策 工(グラウンド アンカー等)	側溝・道路付 属物等の補 修、護岸・堤防 等の補修のう ち、既設構 造物単体の維 持修繕工事、 及び、河川・砂 防施設の堆積 土砂撤去工事、 ガードレール、 標識等の新 設・取替・補修 工事、高欄補 修工事、等	岩盤、土中、コ ンクリート等に モルタル、セメ ントペースト、 薬液等を注入 する工事で、 他の構造物と の調整を有し ない単体工事	建築に関する 工事で他の工 事種別に属さ ないものの中 に、構造物 設置の単体工 事							とび工事、足場等仮設 工事、鉄骨組立て工事、 コンクリートブロック据付 工事、杭工事、土工事、 発破工事、コンクリート 打設工事、地盤改良工 事、仮締切工事、吹付 工事、道路付属物設置 工事	規模の大きいコンクリー トブロック据付工事は「と び・土工・コンクリート」、 擁壁としてコンクリートブ ロックを積む工事は、 「石」、コンクリートブ ロックで建築物を建設する 工事は「タイル・れんが・ ブロック」となる
石															建築に関する 工事で他の工 事種別に属さ ないものの中 に、石の単 体工事						石積み(張り)工事、コン クリートブロック積み(張 り)工事		
屋根															建築に関する 工事で他の工 事種別に属さ ないものの中 に、屋根の 単体工事						屋根ふき工事	板金屋根工事、屋根断 熱工事も「屋根」に含ま れる	

【別表2】 許可業種(建設工事の種類)と発注工事種別の組み合わせ毎の工事内容の例

※建設業許可と発注工事種別とクロスする白抜き枠部分が県が発注する「建設工事の種類」と「工事種別」の組み合わせ = 入札参加資格申請時に希望できる許可毎の工事種別

【 ※表中の斜文字 = 島根県建設工事簡易型一般競争入札取扱方針に示されている工種がどの組み合わせに該当するかを示したも の 】

建設業許可 (建設工事 の種類)	島根県が定める発注工事種別																	【参考】建設業法上の取り扱い (建設省告示ほか)		
	一般土木	アスファルト舗装	特殊舗装	鋼橋上部	フレストレス コンクリート 構造物	港湾	機械設備	塗装	造園	さく井	冷暖房 衛生設備 (建築物)	法面処理	維持修繕	グラウト	一般建築	管 (建築物以外)	電気	通信設備	工事の例示	区分の考え方
電気													既設構造物の維持修繕工事のうち、電気設備等の補修工事 【簡易型一般取扱方針】電気工事				道路・河川・公園等の照明設備・配電設備・共同溝付帯設備等の工事、建築物の電灯・コンセント・動力・受変電等の工事 【簡易型一般取扱方針】電気工事		発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事、	
管											建築物・施設の冷暖房・給排水に関する配管工事 【簡易型一般取扱方針】管工事					建築物・施設以外で小規模な給排水管等を設置する工事			冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空調設備工事、給排水・給湯設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス配管工事、ダクト工事、管内更生工事	浄化槽は「管」、下水道で収集し処理する施設は「水道施設」、汲取方式で収集し処理する施設は「清掃施設」となる
タイル・れんが・ブロック															建築に関する工事で他の工事種別に属さないもののうち、タイル・れんが・ブロックの単体工事				コンクリートブロック積み(張り)工事、れんが積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事	スレートを外壁等に張る工事は「タイル・れんが・ブロック」、スレートで屋根をふく工事は「屋根」となる
鋼構造物	土木に関する工事で他の工事種別に属さないもののうち、鋼構造物の単体工事			鋼材を用いる橋桁等の製作架設工事(鋼桁の工場塗装を含む) 【簡易型一般取扱方針】橋梁上部工(鋼桁)			機械設備工事で、鋼構造物の単体工事(鋼製設備の製作のみ等)						既設構造物の維持修繕工事のうち、鋼構造物単体の補修工事		建築に関する工事で他の工事種別に属さないもののうち、鋼構造物の単体工事			鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油・ガス等貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、水門等の門扉設置工事	鉄骨の製作、加工、組立までの一括工事が「鋼構造物」、加工済みの鉄骨を現場組み立てる工事が「とび・土工・コンクリート」となる	
鉄筋															建築に関する工事で他の工事種別に属さないもののうち、鉄筋の単体工事				鉄筋加工組立工事、鉄筋継手工事	
舗装		道路等の地盤面にアスファルト舗装を新設する工事及び付随する路盤工事 【簡易型一般取扱方針】舗装工	コンクリート舗装、ブロック舗装、競技場のグラウンド舗装等、アスファルトフィニッシュャーを用いない舗装工事及び付随する路盤工事 【簡易型一般取扱方針】舗装工										既設舗装のオーバーレイ・打換え等の路面補修工事及び路盤補修工事 【簡易型一般取扱方針】舗装工					アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	コンクリート等の舗装上に人工芝を貼り付ける工事は「ほ装」となる	

【別表2】許可業種(建設工事の種類)と発注工事種別の組み合わせ毎の工事内容の例

※建設業許可と発注工事種別とクロスする白抜き枠部分が県が発注する「建設工事の種類」と「工事種別」の組み合わせ = 入札参加資格申請時に希望できる許可毎の工事種別

【※表中の斜文字 = 鳥根県建設工事簡易型一般競争入札取扱方針に示されている工種がどの組み合わせに該当するかを示したもの】

建設業許可 (建設工事 の種類)	鳥根県が定める発注工事種別																	【参考】建設業法上の取り扱い (建設省告示ほか)				
	一般土木	アスファルト舗装	特殊舗装	鋼橋上部	プレストレスト コンクリート 構造物	港湾	機械設備	塗装	造園	さく井	冷暖房 衛生設備 (建築物)	法面処理	維持修繕	グラウト	一般建築	管 (建築物以外)	電気	通信設備	工事の例示	区分の考え方		
しゅんせつ	河川等で施工する工事及びそれに付随する工事、浚渫の単体工事 (H27.4.1より適用)					海上で施工する工事及びそれに付随する工事、浚渫の単体工事 【簡易型一般取扱方針】 浚渫・埋戻し・護岸工事														しゅんせつ工事	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	
板金															建築に関する工事での工事種別に属さないもののうち、板金の単体工事						板金加工取付工事、建築板金工事、外壁カラー鉄板張付工事、天井等ステンレス板張付工事	
ガラス															建築に関する工事での工事種別に属さないもののうち、ガラスの単体工事						ガラス加工取付工事、ガラスフィルム工事	
塗装							建物塗装、橋梁塗装、水門扉塗装、区画線、その他一般塗装工事 【簡易型一般取扱方針】 交通安全施設工事(区画線) ・ 塗装工事(建築塗装)						既設構造物単体の維持修繕工事のうち、塗装、区画線等の補修工事 【簡易型一般取扱方針】 交通安全施設工事(区画線) ・ 橋梁塗装工事(新設は除く) ・ 塗装工事(建築塗装)							塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事		
防水															建築に関する工事での工事種別に属さないもののうち、防水の単体工事 【簡易型一般取扱方針】 防水工事						アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	建築系の防水工事が「防水」で、トンネル防水等の土木系の防水工事は「とび・土工・コンクリート」になる
内装仕上															建築に関する工事での工事種別に属さないもののうち、内装仕上の単体工事						インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	防音工事は通常の建築物に限る(ホール等含まない)
機械器具設置							機械設備工事で電気工事、冷暖房衛生設備工事及び通信設備工事に属さないもの														プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、夕利用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	

【別表2】 許可業種(建設工事の種類)と発注工事種別の組み合わせ毎の工事内容の例

※建設業許可と発注工事種別とクロスする白抜き枠部分が県が発注する「建設工事の種類」と「工事種別」の組み合わせ = 入札参加資格申請時に希望できる許可毎の工事種別

【 ※表中の斜文字 = 島根県建設工事簡易型一般競争入札取扱方針に示されている工種がどの組み合わせに該当するかを示したもの 】

建設業許可 (建設工事 の種類)	島根県が定める発注工事種別																	【参考】建設業法上の取り扱い (建設省告示ほか)			
	一般土木	アスファルト舗装	特殊舗装	鋼橋上部	フレストレスト コンクリート 構造物	港湾	機械設備	塗装	造園	さく井	冷暖房 衛生設備 (建築物)	法面処理	維持修繕	グラウト	一般建築	管 (建築物以外)	電気	通信設備	工事の例示	区分の考え方	
	熱絶縁											冷暖房設備に 関する熱絶縁 工事									冷暖房設備、冷凍冷蔵 設備、動力設備、燃料 工業・化学工業等設備 の熱絶縁工事、ウレタン 吹付け断熱工事
電気通信																			テレビ電波障 害防除設備工 事、映像・音 響・拡声設備 工事、及び、 電話・情報通 信設備工事	電気通信線路設備工 事、電気通信機械設置 工事、放送機械設置工 事、空中線設備工事、 データ通信設備工事、 情報制御設備工事、情 報処理設備設置工事、 TV電波障害防除設備工 事、電気通信設備改修・ 修繕・補修工事	
造園									植栽工事、公 園等の造園工 事、緑地及び 樹木管理剪定 工事 【簡易型一般 取扱方針】 造園工事(植 栽工)											植栽工事、地被工事、 景石工事、地ごしらえ工 事、公園設備工事、広 場工事、園路工事、水 景工事、屋上等緑化工 事、緑地育成工事	
さく井									取水を目的と した井戸の掘 削及びボーリ ング等の工事 【簡易型一般 取扱方針】 地すべり対策 工(集水・排 水ボーリング 等、集水井)											さく井工事、温泉等掘削 工事、井戸築造工事、 揚水設備工事	
建具															建築に関する 工事で他の工 事種別に属さ ないものの中 に、建具の単 体工事					金属製・木製建具取付 工事、サッシ取付工事、 シャッター取付工事、自 動ドア取付工事、ふすま 工事、金属製カーテン ウォール取付け工事	
水道施設																浄水施設・下 水処理施設等 の水道施設工 事				取水施設工事、浄水施 設工事、配水施設工 事、下水処理設備工事	敷地内配管・配水小管 設置工事は「管」、公道 下等への下水道配管・ 下水処理場敷地造成・ 農業用水施設工事は 「土木一式」となる
消防施設											電気工事を除 く消防防火設 備工事							消防設備の動 力・電気関係 工事		消火栓設置工事、スプリ ンクラー設置工事、消火 設備工事、動力消防ボ ンプ設置工事、火災報 知設備工事、非常時設 備工事	固定式避難階段設置工 事は「建築一式」または 「鋼構造物」となる
清掃施設															建築に関する 工事で他の工 事種別に属さ ないものの中 に、清掃施設 の単体工事					ごみ処理施設工事、し 尿処理施設工事	公害防止用の排水処理 設備は「管」、集塵設備 は「機械器具設置」とな る
解体工事	土木に関する 工事で他の工 事種別に属さ ないものの中 に、解体等の 単体工事														建築に関する 工事で他の工 事種別に属さ ないものの中 に、構造物 解体の単体工 事等					簡易な工作物 の解体・撤去 工事	それぞれの専門工事の 目的物のみの解体は各 専門工事となる